

## 情報通信設備厚生年金基金の年金額の減額等について

25. 8月

標記について、去る7月26日に開催された基金の理事会・代議員会において、以下のよう  
な内容のことが決定されましたので、お知らせします。

本件は、基金の継続性を確保するため、財務状況の健全化を図ることを目的として、や  
むを得ず実施されるものです。

### 1 年金額の減額について

(1)年金額の減額の詳細は次のとおりであり、+アルファ部分についてのみ実施されます  
(代行部分は従前どおり)。

①加入員(昭和29年4月2日以降の生まれ)は、据置料率、年金換算率を2.5%(現在5.5%)  
とする。

②受給待機者(昭和29年4月2日以降の生まれ)は、加入者と同じとする。

③年金受給者(昭和29年4月1日以前の生まれ)は、改正前の年金額から一律35%減額す  
る。

(2)この減額措置は、加入期間、収入(掛金)、上述のどのグループに属するかにも左右さ  
れるので、一概に言えませんが、ごくごく大雑把に言いますと、20年程度の加入者で月  
1.2万円~2万円の年金額(+アルファ部分のみ)が月0.8万円~1万円になる計算になりま  
す。

### 2 掛け金率の増額について

0.5%程度アップされますが、100%事業者負担です。

現行の5.7%(加入員2.0%、事業主3.7%負担)から6.2%(加入員2.0%、事業主4.2%負担)に  
なります。

### 3 施行日

平成26年4月1日

### 4 今後の予定

施行の前に、事業主、加入員、受給待機者、年金受給者別にそれぞれ2/3以上の同意が  
必要となるので、その手続きがあります。